

令和3年5月26日(水)

## 令和3年第5回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和3年第5回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。玉元委員の欠席の旨、連絡がありました。  
た。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、1番：砂川栄徳委員、2番：奥浜 健委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に  
説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は14件でございます。  
受付番号1番から14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から14番は、別紙参考資料1ページから14ページの調査書の  
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た  
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、上野線の咲美弁当の左側に入った場所に位置し、譲渡人が管理していなかったマンゴーハウスを譲受人が機械等を所有して管理して、マンゴー栽培をしていくとの事です。

**議長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、上野線の高千穂地区の東栄製作所の東側に位置し、譲受人は果樹栽培を行うとの事です。

**議長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員をお願いいたします。

**前泊推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋架橋から平良市内向けに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古の里から旧宮原小学校向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員をお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、下地陸上競技場から棚根集落向け左側に位置し、譲受人は4年前に宮古島に帰ってきて機械等も所有して、両親と一緒にサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号7番から9番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号7番については5番委員が所用で欠席していますので16番委員が説明いたします。場所は、成川バス停から東側500mに位置し、譲受人は機械等は所有しないで、すべて業者に委託して管理していくとの事です。

**長濱委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は、伊良部長浜港から伊良部高校向けのファームポンドの竹中土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**長濱委員：**

受付番号9番の説明をいたします。場所は、佐和田の浜から白鳥方向の土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号10番の説明をいたします。場所は、宮古島上水道企業団袖山浄水道の北側の寿マンゴー農園の南側に位置し、譲受人は父親の機械等を共同利用して、サトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号11番の説明をいたします。場所は、長中公民館から北側100mの基盤整備地区に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号12番の説明をいたします。場所は、比嘉公民館の西側150mに位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は、下地中学校体育館の東側 3 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有し、ハーベスター利用しながら、サトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 1 番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号 1 4 番の説明をいたします。場所は、砂川中学校の裏側 3 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号 1 番から 1 4 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（賃貸借の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（賃貸借の設定）は、1 件でございます。受付番号 1 5 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号15番は、別紙参考資料15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

**津波古推進委員：**

受付番号15番の説明をいたします。場所は、宮古空港東側・北側滑走路に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借の設定）」受付番号15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、7件でございます。受付番号16番から22番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号16番から22番は、別紙参考資料16ページから22ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号16番から18番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号16番の説明をいたします。場所は、下南公民館の北側100㎡に位置し、譲受人はシマヤマヒハツ・クワン草等を植え付けするとの事です。

受付番号17番の説明で場所は、上野リサイクルセンターの北側に位置して、譲受人はシマヤマヒハツ・クワン草等を植え付けするとの事です。

受付番号18番の説明で場所は、下南公民館の南側と上野大嶽公園の北側に位置して、譲受人はシマヤマヒハツ・クワン草等を植え付けするとの事です。

**議 長：** 次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員をお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号19番の説明をいたします。場所は、下地中学校から入江方面のオホナ集落に位置し、譲受人は両親の機械等を使用して、サトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号20番の説明をいたします。場所は、長北一週道路のペンションとみえの北東に位置し、現在、草地が植え付けられていますが、譲受人は開墾してウコン・ニンニク等の栽培を行うとの事です。

**議 長：** 次に受付番号21番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員をお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号21番の説明をいたします。場所は、佐良浜集落の横岳団地の東側300㎡に位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 2 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 4 区推進委員に  
お願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号 2 2 番の説明をいたします。場所は、長中公民館の北側の土地改良区  
に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

はい、8 番委員、2 番委員

喜屋武委員：

受付番号 1 8 番に関してですが、譲渡人と譲受人の住所が同じですけど説明を  
お願いします。

國仲事務局：

譲渡人の住宅が 3 階建てで、譲受人の事務所がこの建物の中にあるので、同じ  
住所になっています。

奥濱委員：

受付番号 1 7 番の地目覧の登記簿が保安林となっていますが、保安林解除等の  
確認等は出来ていますか。

國仲事務局：

1 7 番の登記簿の保安林等の解除に関しては、県に確認してから再申請させま  
すので今回は保留とし再申請させます。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条  
の規定による許可申請（使用賃貸借の設定）」受付番号 1 6 番から 2 2 番につい  
て 1 7 番を除き原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は8件でございます。受付番号23番から30番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号23番から30番は、別紙参考資料23ページから30ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号23番から30番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、南静園から島尻方面向け600mに位置し、譲受人は使用貸借で機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、長南公民館から北西2kmに位置し、譲受人は現在のオクラ・サトウキビ収穫後に夫と一緒にハウス経営を行うとの事です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：** 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は7件でございます。  
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、新城公民館から北側700㎡に位置し、譲受人は養蜂経営での規模拡大です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、野田集落から狩俣集落向け600㎡に位置し、譲受人はパイプハウスを導入してゴーヤー栽培との事です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西城中学校から南側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、西城中学校から南側1kmに位置し、譲受人は畜産経営で採草地の管理です。

**議長：** 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は、城辺の丸国アルミ工場の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古空港から下地向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

**野路推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、新城公民館から吉野集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和3年5月13日に14番：仲里委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主任、仲間さんの7名で調査しました。日程として、午前9時30分から午後4時40分まで現地調査、4時40分から5時まで事務局にて調査内容調整会議、5月20日の内部審査会の結果、4条申請4件、5条申請14件、合計18件の調査の結果、特に違反等は見受けられませんでしたことを報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、福山集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団、概ね10a以上の既存施設の拡張の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、友利集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、城東中学校の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、伊良部ヴィラリゾートホテルの北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、15件でございます。受付番号1番から15番の説明をいたします。(受付番号6番は除きます。)

(内容省略)

以上、受付番号1番から15番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、来間大橋の入口前に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は、東急リゾートホテルの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第 2 種農地、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が 1 0 ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、松原市営住宅の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、概ね 1 0 ha 以上の規模の一団農地の集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、佐和田の浜の入口に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、宅地・段差に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野東青原団地の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地の集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、沖縄トヨタ宮古支店の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、伊良部國仲集落の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・雑種地等に囲まれた10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、長中公民館の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、一団概ね 1 0 ha 以上の規模の集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 0 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 4 番委員にお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号10番の説明をいたします。場所は、川満集落公民館の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・公共施設等に囲まれた農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号11番の説明をいたします。場所は、西城保育所から比嘉集落入口に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地で一時転用と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

**川満委員：**

資材置場（客土）等の搬入積載資料等が添付されていませんが。

**上地事務局：**

はい、資料の添付をさせてから再申請させますので、今回は保留とします。

**議長：** 受付番号11番に関しては、資料不足により保留とします。

**議 長：** 次に受付番号12番と13番は関連しますので、現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号12番と13番の説明をいたします。場所は、伊良部長山港向けの紺碧ホテル西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、原野・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入りますが、私に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をして、受付番号15番までの議事進行を長濱副会長にお願いして、私は退席します。

**副議長：** はい、変わって進行します。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**副議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番と13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**副議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**副議長：** 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。事業計画変更に伴うもの

**仲里委員：**

受付番号14番の説明をいたします。場所は、鏡原小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・公共施設等に囲まれた農地と判断しました。

**副議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

副議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり事業変更に伴うものとして決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

副議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

副議長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、沖縄電力球場の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、原野・雑種地等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

副議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

副議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

副議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

副議長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

副議長： 次の日程に入る前に、17番委員の入室を認め、次からの議事進行をお願いしたいと思います。

《 17番委員入室・着席 》

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、腰原公民館の南側150㎡に位置し、周辺は住宅があり、長年、農地として利用されておらず、雑草が生い茂って自生し原野状態となっていて非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、北団地の西側100㎡に位置し、雑木等が生い茂り、農地として利用できない状態で非農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、砂川団地の北側300に位置し、耕作が出来ない状態であるため非農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

( 委員会規則に基づく発言等 )

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

委員： 発言なし

議長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、  
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、以上をもちまして、令和3年第5回宮古島市農業委員会総会を閉会  
いたします。ありがとうございました。

閉会

令和3年5月26日

会 長	芳 山 辰 巳
1 番委員	砂 川 栄 徳
2 番委員	奥 浜 健